

第91回関東信越国税局酒類鑑評会開催要領

出品酒送り状及び出品酒調査票提出期限	令和2年9月16日（水）午後4時（必着）
出品酒提出期限	令和2年9月23日（水）午後4時（必着）
品質評価	一審：令和2年9月30日（水）～10月1日（木） 二審及び決審：令和2年10月8日（木）
表彰式	令和2年11月5日（木） 午後1時10分～2時30分 (受付：午後0時10分～0時50分)
技術研究会	令和2年11月5日（木） 午前10時15分～午後5時 (受付：午前10時～午後4時)

鑑評会に関して不明な点等がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

連絡先	関東信越国税局課税第二部鑑定官室
電話	048-600-3111（代表）内線 2381・2383（担当：辻井・太田）

関東信越国税局

1 開催目的

酒類の品質評価を通じて酒造技術の進歩・発展を促し、当局管内で製造される酒類の品質向上を図り、酒類業の健全な発達に資することを目的とします。

2 出品対象

(1) 出品者

当局管内で清酒製造免許を受けている製造者とします。

なお、当局管内に複数の製造場を有している製造者については、それぞれの製造場に専任の製造責任者が存在し、かつ、出品する清酒の製造をした場合に限り製造場ごとに出品できます。

(2) 出品酒部門及び出品基準

部 門	出 品 基 準
吟醸酒の部	<ul style="list-style-type: none">・吟醸酒（清酒の製法品質表示基準に基づき吟醸酒と表示できるもの。<u>純米吟醸酒は含まない。</u>）・出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの・令和元酒造年度に製造されたもの・付香味していない原酒
純米吟醸酒の部	<ul style="list-style-type: none">・純米吟醸酒（清酒の製法品質表示基準に基づき純米吟醸酒と表示できるもの。）・出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの・令和元酒造年度に製造されたもの・付香味していない原酒
純米酒の部	<ul style="list-style-type: none">・純米酒（清酒の製法品質表示基準に基づき純米酒と表示できるもので、<u>かつ添・仲・留の全ての掛米が精米歩合61%以上のもの。</u>）・出品者の製造場（共同瓶詰め場等は除く。）において製造されたもの・令和元酒造年度に製造されたもの・付香味していない原酒

(3) 出品点数

製造場1場につき、吟醸酒の部、純米吟醸酒の部及び純米酒の部にそれぞれ1点、合計3点の出品が可能です。

3 出品に当たり提出するもの

(1) 提出物

イ 出品酒

(イ) 令和2年9月23日(水)までに提出する出品酒の数量

出品1点につき500ミリリットル規格統一瓶(以下「アール瓶」という。)

詰5本(1審用、2審用及び研究会用3本)

瓶の口にラップ等をかぶせてからキャップをすると、清酒が漏れやすくなり、カビ等の原因となることがありますので、おやめください。

(ロ) 後日追加出品する技術研究会用出品酒の数量

各部門で最優秀賞及び特別賞を受賞することとなった出品者には、後日、技術研究会用として追加出品をお願いしますので、あらかじめ出品酒と同じ清酒を用意しておいてください。

最優秀賞又は特別賞に該当する出品酒：1点につき アール瓶2本(全ての部門)

瓶の口にラップ等をかぶせてからキャップをすると、清酒が漏れやすくなり、カビ等の原因となることがありますので、おやめください。

(ハ) 瓶に貼付するもの(全ての瓶)

出品票(様式1-1、1-2及び1-3のいずれか)及び化粧ラベル

「出品票」は、それぞれの出品区分につき5枚(点線に沿って切り取って、5枚にしてください。)全てに必要事項を記入し、各瓶の「化粧ラベル」の反対側に貼付してください。
なお、追加出品酒についても同様に「出品票」と「化粧ラベル」を貼付してください。

ロ 出品申込票及び技術研究会参加申込票(様式2)及び出品酒調査票(様式3-1、3-2及び3-3)

「記載要領」に従って記入してください。

出品酒送り状の製造場名等については、前年度に出品された製造場においては、前年度の情報を印刷したものを同封しておりますので、修正・変更がある場合には余白に朱書きで記入してください。後日の変更は、対応できない場合もあることをご了承ください。

なお、特に製造場名、銘柄及び製造責任者(アルファベット表記も含む。)は、賞状、出品酒目録等に使用しますので、十分にご確認ください。

(2) 提出方法及び提出期限

イ 出品申込票及び技術研究会参加申込票(様式2)及び出品酒調査票(様式3-1、3-2及び3-3)

電子メールにより、令和2年9月16日(水)午後4時(必着)までに提出してください。提出方法については別添をご確認ください。

なお、電子メールによる提出が難しい場合には、紙による提出を受け付けます。その際は次の「ロ 出品酒」には同封せず、郵便又は信書便にて提出してください。

ロ 出品酒

直接搬入又は宅配便にて、令和2年9月23日(水)午後4時(必着)までに提出してください。

なお、直接搬入する場合は、さいたま新都心合同庁舎1号館2階及び20階で受付をした後に30階の鑑定官室に搬入してください(受付時間は平日の午前9時から午後5

時（最終日は午後4時）までです。）。

(3) 提出先

関東信越国税局 課税第二部 鑑定官室

〒330-9719
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 30階
Tel.048-600-3111（代）内線2381・2383（担当：辻井・太田）

4 品質評価

(1) 実施日

一審：令和2年9月30日（水）～10月1日（木）

二審及び決審：令和2年10月8日（木）

(2) 品質評価員

公設酒造技術指導機関職員、鑑定官室職員等、酒類に関する専門知識を有し、品質評価に十分な経験を持つ者で行います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場における品質評価員の密集・密接を避けるため、今回は当局管内酒類業組合からの推薦はお願いしておりません。

(3) 品質評価方法

品温：約20℃

評価方法：

- ・プラカップを使用する。
- ・酸度で区分し、きき酒を行う。
- ・総合評価とプロファイル法を用いる（二審は総合評価のみ）。
- ・別紙「品質評価に関する留意事項」を参照し行う。

※ 出品受付から品質評価を行うまでは、15℃で保管します。

5 出品酒の品質評価結果等の通知

(1) 授賞の通知

最優秀賞、特別賞及び優秀賞の受賞者に対しては、所轄署の酒類指導官等を通じて10月中旬に連絡します。

(2) 結果の公表及び出品者への通知

審査概況及び受賞場名簿（受賞製造場名、法人番号、銘柄、杜氏等氏名）については、報道機関等に資料提供するとともに、令和2年11月5日（木）午後2時に関東信越国税局ホームページ（<http://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm>）に日本語及び英語で掲載する予定です。

なお、出品酒の評価結果の詳細については、後日出品者に通知します。

また、後日、国税庁のホームページ及び国税庁が情報提供を行う情報共有サイトに動画等の情報を掲載する予定です。

6 表彰

(1) 表彰式

イ 日時及び場所

令和2年11月5日(木) 午後1時10分～2時30分
さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

ロ 受付

午後0時10分～0時50分 2階 表彰式会場(講堂)前

ハ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、次の対策等を講じて実施いたします。

- ・入場は、最優秀賞、特別賞の受賞者及び各県総代のみ(製造者(代表者)及び製造責任者(杜氏)の2名)とします。
- ・咳・発熱等の症状がある場合や、体調が優れない場合の入場はお断りします。
- ・受付時に検温及び手指の消毒を行います。
- ・会場内ではマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は行わないようお願いいたします。

ニ その他

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

(2) 表彰の内容

「吟醸酒の部」、「純米吟醸酒の部」及び「純米酒の部」のそれぞれの部において、二審の成績が優秀であった出品者及びその製造責任者には「優秀賞」を授与します。

なお、各部門の最上位者には、「最優秀賞」、最上位に続く上位二者には、「特別賞」を授与します。

また、英文賞状も併せて授与します。

(3) 入賞の決定

優秀賞を授与する製造場の数は、「吟醸酒の部」、「純米吟醸酒の部」及び「純米酒の部」のそれぞれの部について出品場数の3分の1以上の最小の場数とし、同順位の製造場がある場合はそれを含むものとします。

また、「最優秀賞」及び「特別賞」を授賞する製造場の選定に当たって、二審の成績が同点の製造場がある場合は、二審の品質評価員による決審を行い、受賞者を決定します。

(4) 受賞対象からの除外

次のイからへのいずれかに該当する場合は、第91回関東信越国税局酒類鑑評会の受賞対象から除外します。

イ 第91回関東信越国税局酒類鑑評会において、出品酒調査票の必須記入項目の記入内容が出品基準を満たさない場合で、出品対象に該当しないと確認された場合

ロ 平成29年10月1日以降に国税に関する法令に違反し処分を受けた場合

ハ 平成29年10月1日以降に国税に関する滞納処分を受けた場合

ニ 平成29年10月1日以降に食品衛生法に違反し処分を受けたことが判明した場合

ホ 平成29年10月1日以降に出品対象に該当しない酒類を偽って出品する等、出品について不正があった場合

ヘ 平成29年10月1日以降に酒類製造者若しくは製造責任者としての社会的責任に著し

く欠く行為があったと判断される場合

(5) 授賞の取消し

第91回関東信越国税局酒類鑑評会において最優秀賞、特別賞又は優秀賞を受賞した後に、次のイからへのいずれかに該当することが判明した場合は、当該授賞を取り消すことがあります。

イ 第91回関東信越国税局酒類鑑評会の受賞を利用して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に係る清酒の製法品質表示基準並びに不当景品類及び不当表示防止法に抵触する行為を行った場合

ロ 第91回関東信越国税局酒類鑑評会において、出品対象に該当しない酒類を偽って出品する等、出品について不正があった場合

ハ 次回関東信越国税局酒類鑑評会の表彰式前日までに、国税に関する法令に違反し処分を受けた場合

ニ 次回関東信越国税局酒類鑑評会の表彰式前日までに、国税に関する滞納処分を受けた場合

ホ 次回関東信越国税局酒類鑑評会の表彰式前日までに、食品衛生法に違反し処分を受けたことが判明した場合

ヘ 次回関東信越国税局酒類鑑評会の表彰式前日までに、酒類製造者若しくは製造責任者としての社会的責任に著しく欠く行為があったと判断される場合

7 技術研究会

(1) 目的

清酒製造者が出品酒のきき酒を行い、製造技術の向上に資することを目的とします。

(2) 対象者

清酒製造業関係者を対象とします。対象者以外の方は参加できません。

(3) 日程等

イ 日時及び場所

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度は入替制（全3部）で開催します。参加できるのはいずれかの1回のみとし、参加する部の時間帯については鑑定官室から指定させていただきます。

日時：令和2年11月5日（木）

第1部 午前10時15分～正午

第2部 午後0時45分～2時30分

第3部 午後3時15分～5時

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館 20階 第一会議室

ロ 受付

午前10時～午後4時 2階 入口正面

ハ 出品目録

技術研究会で配付する出品目録には出品酒全点を掲載します。

また、出品目録には、最優秀賞、特別賞及び優秀賞を明示するほか、出品酒調査票において出品者が掲載を希望しない場合を除き、出品酒の原料米品種、使用酵母及び精米歩合*を掲載します。出品酒調査票に記載の無い事項があった場合は、掲載を希望

しないものとして取り扱います。

※ 精米歩合について、麴米と掛米で品種又は精米歩合が異なる場合は、掛米のみ掲載します。

二 その他

発熱された方は、ご来場をご遠慮ください。

なお、技術研究会後、車を運転される方は、きき酒をお断りします。

また、展示数量に限りがあるので、出品酒が無くなった場合にはきき酒できません。

受付時にお渡しする入館証は、お帰りの際に必ず返却してください。

(4) 事前参加申込

参加を希望する場合は、様式2「出品申込票及び技術研究会参加申込票」の3. 技術研究会参加者欄に記載し、令和2年9月16日（水）までに、鑑定官室へ電子メールにより提出してください。メールでの提出が難しい場合は、紙での提出を受け付けます。

参加する部（時間帯）については、10月下旬までに、酒類指導官等を通じて又は鑑定官室から直接お知らせいたします。

なお、事前申込のない方の技術研究会への参加はできません。

また、申込者多数の場合は、参加人数を調整させていただく場合があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、次の対策等を講じて実施いたします。参加者におかれましても、ご理解ご協力をお願いいたします。

- ・入替制（全3部）で開催し、各部の参加人数を60人程度までとします。
- ・受付、入場待機列及び会場内での接触・飛沫感染防止のため、庁舎内及び会場内では、各人が十分な距離を確保して下さい。
- ・会場では可能な限り換気を行います。
- ・人の手に触れることが多い箇所（瓶、机など）は、こまめに消毒を行います。
- ・会場内及び庁舎内では、きき酒の時を除きマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は行わないようお願いいたします。
- ・きき酒の前には、手洗い及び手指の消毒を行って下さい。
- ・プラカップを個別配布し、各自が瓶から取り分けてきき酒を行います。
- ・咳・発熱等の症状がある場合や体調が優れない場合はきき酒の参加をお断りします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止する場合は、10月29日（木）までに連絡します。

8 その他

(1) 出品酒等の処分

出品酒については、原則として出品者への返却はいたしませんので、予めご了承ください。

なお、残余の出品酒及び空き瓶は、鑑定官室において処分いたします。

(2) 課税処理等

出品酒の移動・払出し等については、帳簿に誤りのないよう記載するとともに、課税処理等を適切に行ってください。

また、出品料は不要ですが、出品に要する諸経費は、全て出品者の負担となります。

(3) 出品酒調査票の記載事項について

7 (3) ハ「出品目録」への掲載以外に、出品酒調査票（様式3-1、3-2及び3-3）に記載された個別の内容を公表することはありませんが、酒造技術の進歩改善に資する目的で、集計値については酒造講話会等で公表させていただきます。

(4) 火落菌に汚染した疑いのある出品酒の展示について

出品酒に火落菌に汚染した疑いがあると認められた場合には、技術研究会での展示は瓶のみとし、出品酒の展示は行いませんので、予めご了承ください。